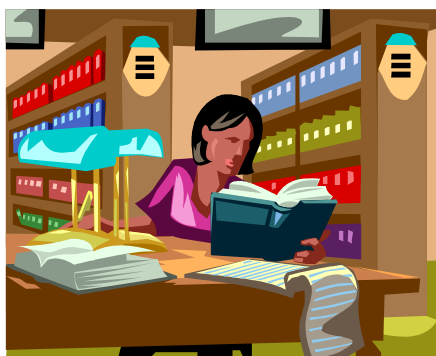


## 歴史公文書等と特定歴史公文書等

一般的に法律・規則などの法令においては、その法令で使われる用語についての定義が行われます。2009年7月1日に公布された公文書管理法（公文書等の管理に関する法律）においても、同法の解釈や運用などが正しく行われるように、「行政機関」「行政文書」「独立行政法人等」「法人文書」「国立公文書館等」「歴史公文書等」「特定歴史公文書等」「公文書等」などの用語について定義づけがなされています。



以下では、同法の「公文書等」「歴史公文書等」「特定歴史公文書等」について取り上げます。

公文書管理法における「公文書等」という用語は、①行政文書、②法人文書、③特定歴史公文書等のいずれかを意味します（第2条第8項）。このうち、①行政文書は、行政機関の職員が職務上作成または取得した文書であり、その行政機関の職員が組織的に用いるものとして、その行政機関が保有しているものをいい

ます。また、②法人文書は、①の「行政機関」と「職員」をそれぞれ「独立行政法人等」と「役員又は職員」に置きかえたものとなっています。

一方、③については、行政文書や法人文書のうちで「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に該当すると判断される「歴史公文書等」であって国立公文書館等に移管されたもの、あるいは法人その団体や個人から国立公文書館等に寄贈・寄託されたものをいいます。以上の各用語の関係を図に示すと右のようになります。その際、「歴史公文書等」と「特定歴史公文書等」との差異は、歴史的価値の軽重によるものでなく、その史料の保存が国立公文書館等によるものかそれ以外のアーカイブズ等によるものかの違いであることに留意することが大切です。

### 公文書等

行政文書

法人文書

特定歴史公文書等

### 歴史公文書等